

静岡県イチジク担い手セミナー開催要領

1 趣旨

イチジク生産は、他の作物からの転換などにより発展途上にある。県内のイチジク生産のさらなる発展を図るためには、栽培を開始して間もない生産者を対象に、イチジク生産をとりまく諸課題の研修を行なう。

2 主催

静岡県経済農業協同組合連合会

静岡県落葉果樹振興協会

3 対象者

イチジクを主体とした農業経営を志向している満60歳未満の後継者（男女）並びに農協職員で、所属農協の推薦による者。

4 人員

県内全域を対象に15名程度。

5 研修年限

毎年4月から翌年3月の1ケ年を1期とする。

6 研修回数

1期6回程度とする。

7 研修内容

イチジクの栽培技術、経営、マーケティングの講習及び現地研修を行なう。

8 経費

研修に要する経費は、みかん園芸部柑橘果樹課及び静岡県落葉果樹振興協会が負担とする。
旅費交通費については自己負担とする。

9 要領の適用

この要領は、次期改正まで適用する。

附則 この要領は、令和 6年12月 3日より施行する。

一部改定 令和 8年 2月26日